

宮崎県公報
別 冊

平成28年3月25日に提出した平成27年度
包括外部監査の結果に基づき、又は当該監査の
結果を参考として講じた措置の状況について

平成29年1月

宮崎県監査委員

1 包括外部監査の特定事件

農林水産関連事業に係る財務事務の執行及び管理の状況について

2 包括外部監査の結果に基づく措置

(1) 家畜防疫体制整備事業（家畜防疫対策課）

○ 基金方式等導入の検討について（監査意見）

この数年は大規模な家畜伝染病が発生していないため、年度毎の未執行予算が多くなっているが、未執行見込みを補正予算で減額対応できることにより、本来はより多くの予算が必要であった他の事業に補正予算が行き渡らない可能性がある。

全体最適・機動的資金融通の見地から、特別会計、基金及び積立金制度の利用を検討することが必要であると考える。

【講じた措置】

本事業は、家畜伝染病が発生した際の迅速な初動防疫措置に対応できる予算を確保することが目的である。口蹄疫等の伝播力が強い家畜伝染病が発生した場合、被害拡大の速さや範囲が予測できないため、発生状況に応じて本事業費の増額補正による速やかな予算措置を想定している。

このため、担当課としては現行の取扱により継続したいと考えているが、より効果的な予算のあり方について、関係課と検討していきたいと考える。

(2) 目指せ6次化！みやざき未来農業創出事業・次世代の担い手育成支援事業 (農業連携推進課)

○ 積算資料における旅費について（指摘事項）

当事業と「次世代の担い手育成支援事業」はともに平成26年度の消費税増税後に実施された事業であり、かつ、同じ事業実施主体の計画であることから、同じ単価で積算し、申請し、実施することが望ましく、その根拠となる旅費単価について県で基準単価変更を行ったのであれば、事業実施主体に対して内容の周知を徹底すべきであった。今後の基準単価変更の際には改善すべきである。

【講じた措置】

「目指せ6次化！みやざき未来農業創出事業」の改善事業として、平成27年度より「進め6次化みやざき農業新ビジネス創出事業」として事業実施したところであり、指摘のとおり、事業費の積算については、増税後の基準単価を使用し事業を実施し、改善を行った。

(3) きめ細かな「人・農地プラン」作成強化対策事業（農業経営支援課）

○ 「人・農地プラン」作成のための支援について（監査意見）

平成26年度の予算に対し実績が半分以下であり、市町村によって「人・農地プラン」作成地域数や作成率に差がある。「人・農地プラン」作成に対する意識が低く、プランの作成が進んでいない結果、補助金の申請を行っていない市町村があるのでないかと考えられるため、市町村の意識の調査、啓蒙を行い、案件の掘り起こしを行うことが必要であると考える。

【講じた措置】

平成27年度に各市町村に対して、人・農地プラン作成に関する作成・見直し計画を再検討してもらい、目標達成に向けた見直しを行った。また、農地中間管理事業の基礎となる計画であることから、市町村の首長等に対して事業推進を実施した。

平成28年度は、6月から各地域毎に事業取組状況を確認するキャラバンを実施中であり、今後、より実態に即した事業の推進に取り組んでいきたい。

(4) 「みやざきブランド」マーケティング強化事業（農業連携推進課）

○ 「みやざきブランド」アンケート評価の調査対象について（監査意見）

アンケート調査では、時系列の推移を分析することで貴重な情報を得ることが可能であるため、調査対象等の継続性が重要である。その一方で、本来の調査目的を達成するためには、アンケート調査の対象となる人口構成等を見直す（例えば、少なくとも60代までは調査対象を拡大し、「みやざきブランド」に対する浸透状況を観測する）ことも必要であると考える。

【講じた措置】

平成27年度のアンケート調査より、調査の対象を60代まで拡大して実施している。

(5) 東アジア輸出促進拠点整備事業（農業連携推進課）

○ 事業報告書の査閲について（輸出ブランド構築事業）（指摘事項）

補助金の交付先である1つの団体について、事業報告書において、香港、シンガポール、タイ、マカオへのサンプル提供、評価確認の実施が報告されている。

しかし、事業報告書に添付されている経費積算書では、タイ、マカオに関連する費用の発生項目が記載されておらず、事業報告書に記載されている事業実績との相違があった。今後は、事業報告書を細かく査閲すべきである。

【講じた措置】

実施主体に対して計画に基づく適正実施及び実績に基づく実績報告を行うよう指導を行った。

また今後は、適宜、事業の進捗管理を行うなど計画に基づく取組となるよう確認作業及び指導の徹底を図る。

○ 派遣職員宿舎の家賃について

(みやざき香港フロンティアオフィス整備運営事業) (指摘事項)

委託料の確定のための資料となる事業報告書の賃借料に、前払金に振替計上すべき平成27年4月分の賃借料が計上されていた。県としては委託料確定の際にこれに気付き、委託料は正しく12か月分で計算しているが、実績報告書等にその事実の記載はない。13か月分に対して委託料を支払っているとの誤解を生まないよう、こうした事実は適切に実績報告書等に記載すべきである。

【講じた措置】

実績報告書作成に関する指導を行った。

今後は、事業の実績として確認できる証拠書類の提出を含め指導を行う。

(6) 施設園芸用燃料の木質バイオマス転換加速化事業（農産園芸課）

○ 事業予算の配分について（監査意見）

木質バイオマス発電施設の建設によってペレット価格の上昇が懸念されており、しかも燃油価格が下落傾向にある環境下では、木質バイオマスボイラーの導入を積極的に推進する必要性は乏しいと思われる。地球温暖化防止の観点から、木質バイオマスボイラー導入に係る補助金制度をやめる必要はないと思うが、積極的な導入を前提とした多額の予算確保は控え、限られた予算を有効に活用すべく、ペレットを低価格で安定供給できる地域資源を活用した新たな仕組みづくり等、導入支援以外の事業に振り向けることが必要であると考える。

【講じた措置】

平成28年度より、これまでの暖房機導入への支援から、重油等既存暖房機とのハイブリッド運転等の効率的な運転体系確立に向けた取組や、新たな原料探索・供給体制等の検討による木質ペレットの低価格化、安定供給に向けた取組への支援に移行した。

(7) 「儲かるを形に」みやざきの園芸産地強化支援事業（農産園芸課）

○ 事業の効果目標について（監査意見）

当事業は、支援してすぐに収量がアップし、農業所得が増加する即効性あるわけではなく、効果が出るにはある程度の時間を要するものであり、農業所得には経済環境、自然環境等の他の要因も影響するものである。従って目標としては、「モデル経営体を3年間で●個育成する」という事業と直接的な関連のある数値目標とすることが必要であると考える。

【講じた措置】

効果目標については、御意見をいただいた方向で今後の事業組立時に設定したい。

○ 予算規模について（監査意見）

支援を希望する農業主体は多く、支援の条件はクリアしているものの支援からもれた農業主体もあったとのことである。当事業単独で予算を多く獲得することは困難であると思われるため、担当課内での他事業との配分や、農政水産部内での配分、さらには県横断的な観点での予算配分について、現状でも実施されているとは思うが、より綿密に検討することが必要であると考える。

【講じた措置】

予算規模については、御意見をいただいたとおり、支援要望を考慮しながら、県としての推進方針等を打ち出し、他課及び他事業等との連携、国庫予算の活用等も念頭に置きつつ、予算獲得に向けた検討を行う。

(8) 新生みやざき食肉消費拡大事業（畜産振興課）

○ フードアドバイザーの活用について（監査意見）

フードアドバイザーの資格取得がどのように県内での消費拡大に具体的に結ぶつかは不透明であるが、補助の効果をより高めるために、県は株式会社ミヤチクがフードアドバイザーの資格をどう活用して県内消費の拡大につなげるかの具体的な方策を把握・活用した上で、官民が協調した施策を展開することが必要であると考える。

【講じた措置】

県の認証ブランド豚肉である「宮崎ブランドポーク」の消費拡大や販路開拓等を目的とした「宮崎ブランドポーク普及促進協議会」が平成24年7月に設立されており、構成員に県、経済連、ミヤチク等が含まれている。

協議会では、以前より県内消費拡大につながる食育活動「とんとん教室」や県内外での販路拡大、販売促進につながる各種イベントやフェアなどを実施しており、その中でフードアドバイザーを積極的に活用して、効果的な事業を展開しているところである。

○ 地産地消について（監査意見）

宮崎県は全国でも有数の畜産県だが、牛肉・豚肉の年間購入量は全国の中で上位に入っていないことから、県内食肉消費量の拡大を図るために当事業を行っている。口蹄疫の発生によって県内の畜産業が大打撃を受けた直後の販売体制の立て直しを図ろうとする意図があるのかもしれないが、宮崎県の畜産はそれなりのブランドを確立していることから、地産地消に拘ることなく、県外需要の拡大も視野に入れて事業を推進することが必要であると考える。

【講じた措置】

県産食肉のブランドとして「宮崎牛」及び「みやざき地頭鶏」については、全国的に見ても一定の認知度はあるものの、「宮崎ブランドポーク」については、平成25年10月に新たに認証されたブランドのため歴史が浅く、県外はもとより、まずは県内での認知を高め、消費拡大を図っていく必要がある。

現在、「宮崎ブランドポーク普及促進協議会」において、県内における食育活動や消費拡大フェアなどによる地産地消推進に加え、県外での各種イベントやフェアなど、県外需要の拡大も視野に入れた事業を展開しているところである。

(9) 儲かる農水産業を切り拓く試験研究体制整備事業（農政企画課）

○ 学位取得者の人事異動に関する特例（考慮）について（監査意見）

当事業により、一定割合の学位取得者がいなければ応募できないような外部研究資金の確保が図られている。しかし、学位取得者も県の一職員であり、学位取得した職員については3年程度でいろいろな分野を次々に異動していく一般的な人事異動ではなく、ある程度の期間は研究に携われるよう、人事異動に関する特例（考慮）も必要であると考える。

【講じた措置】

学位取得者については、競争的資金を活用した研究の実施状況等を考慮し、在籍期間は柔軟に対応しているところである。

また、学位取得者については、競争的資金の獲得の他、将来は指導的な役割も期待されており、本人のスキルアップのためには行政や農業現場等も経験し、幅広い知識の習得や現場ニーズ等を把握することも重要であると考えており、人事異動については総合的な観点から対応しているところである。

(10) 「農」と「企業」のみやざきフードビジネス創出事業（農業経営支援課）

○ 予算と実績の乖離について（監査意見）

平成26年単年度について多額の未執行分が生じている。当事業は年度毎の成立案件数の予測が難しく、実際の参入希望企業数が予測を上回った場合、予算不足から不成立案件が発生し、ビジネスモデル創出のチャンスを逃してしまうことにつながりかねないため、基金を設立する、あるいは事業主体を県以外の組織とすることも検討することが必要であると考える。

【講じた措置】

平成27年度については、予算の範囲内で参入希望企業への支援を実施したところである。

基金の設立等、これまでも関係部局と協議してきたが、平成28年度も単年度での予算措置となつた。

今回の監査結果を踏まえ、今後も引き続き検討を重ね改善していく。

(11) 中山間地域等直接支払制度推進事業（農村整備課）

○ 予抽出検査チェックリストによる点検について（監査意見）

平成26年度までのチェックリストによる抽出検査については、対象協定の一部を抽出して検査する方針であったため、単年度には検査対象のない振興局もあつたが、当制度は県に多額の財政負担を強いいる制度であり、平成27年1月には、国がチェックリストを見直し、5年間にすべての協定を検査する方向性を示したことから、今後はもれなく点検を実施することが必要であると考える。

【講じた措置】

検査を行う県出先機関に対し、5カ年間で全ての協定を検査するよう周知・徹底した。

○ 指導事項に対する市町村からの回答について（監査意見）

農林振興局の抽出検査チェックリストを査閲した結果、指導事項（要改善事項）に対する市町村からの回答が添付される仕組みにはなっていない。重要なルール違反となる指摘事項があるわけではないが、ルールに則った申請手続が実施され、点検する側も効率的に点検作業が実施できるよう指導事項に対するフォローアップがなされることが必要であると考える。

【講じた措置】

平成28年度から、抽出検査の指導事項に対する市町村回答を添付するよう改善した。

○ 市町村に対する働きかけについて（監査意見）

宮崎市は基本方針の策定も交付金の受領もしておらず、都城市や国富町についても交付を受けていない。平成27年度からは3市町ともこれまでの基本計画にあたる促進計画は策定しているが、交付を受けるよう県として指導を強化することが望まれ、交付を受けている市町村に対しても交付面積を少しでも増やし、中山間地域の活性化を図ることが必要であると考える。

【講じた措置】

中山間地域を活性化するためには、本制度の活用により農業生産活動を維持していくことが必要であることは県として十分認識しており、市町村に対し、本制度の積極的な活用をこれまでも求めてきた。引き続き、活用への課題等を整理し対策の検討に努め、市町村に対して本制度への理解を求めてまいりたい。

○ 事業の効果について（監査意見）

中山間地域等の農地を保全するという目的に対して、この制度は一定の効果があると思われる。農山漁村が有する多面的機能を維持するためには、今後も農山漁村に人が住み続けることが必要だが、そのためには当該制度だけでなく、多面的にアプローチすることが必要であると考える。

【講じた措置】

平成28年6月に策定された第7次農業・農村振興長期計画（後期計画）において、中山間地域では、世界農業遺産の認定を契機とした地域ブランド化（農業所得向上）や本制度を活用した 地域コミュニティーの強化（集落機能強化）を図り、集落の維持・発展に努めることとしている。

○ 事業の実施状況について（監査意見）

宮崎県は、県土の88.4%が中山間地域に該当し、森林面積比率が75.9%と高いにもかかわらず、対象農用地の比率は10.3%と全国ベース（18.5%）の半分程度しかない。対象農用地となるところが対象外として区分されている可能性も否定できないため、一度原因を調査することが必要であると考える。

【講じた措置】

対象農用地面積の精度向上を図るために、平成27年度に農地の傾斜度測定システムを構築した。今後は、当システムを活用し、対象外となっている農用地についても、対象農用地の基準となっている農地傾斜度の精査に努めてまいりたい。

(12) プレジャーボート適正利用推進事業（漁村振興課）

○ プレジャーボートの使用料について（監査意見）

平成26年度末での収入未済額は平成25年度末よりも件数、金額とも増加しており、適切に納付している者が不公平感を持ち、納付を拒むことにもなりかねない。しっかりととした未納防止対策を講じる必要がある。今後も引き続き文書催告や居宅訪問などの滞納処分を行うとともに、許可取消を含む様々な手段を講じて公平性を維持することが必要であると考える。

【講じた措置】

平成28年2月に各港湾事務所・串間土木事務所の管理担当者及びプレジャーボート調査員を集め、プレジャーボート担当者会議を開催した。各漁港における未納者数（納付率）の現状を確認するとともに、放置艇の所有者調査・指導方法及び簡易代執行・行政代執行に必要な条件等の再確認・具体例の情報共有を図った。納付率の改善や不公平感の解消に向けて、これまで以上に継続的・積極的に取り組むこととした。

(13) うなぎ稚魚流通等監視強化対策事業（水産政策課）

○ 内水面振興センターの稚魚採捕事業について（監査意見）

密漁監視の実効性を高めるため、内水面振興センターでは、うなぎ稚魚を採捕しながら密漁の監視を行っているが、一方で、適法に操業している採捕業者の事業を圧迫する恐れもある。採捕業者が容認できる範囲内であれば問題はないが、そのためには、採捕業者が同センターの経営に対して意見を述べる機会を確保するとともに、同センターの経営状況を理解するのに十分な情報が提供されていることが条件となる。現在は、最新年度の財務諸表等がホームページで公開されているが、重要な情報については過去数年分を開示し、これまでの傾向を把握できるようにする必要があると考える。

【講じた措置】

採捕者が同センターの経営に意見を述べる機会については、採捕者の代表者(関係する内水面漁業協同組合の組合長)が同センターの役員となっていることから、確保されていると考えている。同センターの経営状況を理解するのに十分な情報の提供がされているかということについては、現在は、同センターのホームページにおいて直近2年間分の財務諸表を掲載しているが、次期、評議員会後からは直近3年間分の財務諸表をホームページに掲載することにしている（平成28年7月に直近3年間分である平成25年から27年度の財務諸表を掲載済）。

(14) 新みやざき漁業推進資金（水産政策課）

○ 資金の有効活用について（監査意見）

直近7年間は漁業近代化資金10億円～12億円、県単上乗せ制度分9億円～11億円の融資枠が設けられているにもかかわらず、資金の有効活用が図られていない。県単上乗せ制度の存在意義を示すためにも普及啓発活動を活発に行うとともに、融資枠についても今後の漁船建造の需要等を把握・考慮して検討を行うことが必要であると考える。

【講じた措置】

新みやざき漁業推進資金については、貸付金利が1~1.5%を上回る場合に、水産業振興を図る上で重点的な取組を促進するため県単上乗せ利子補給を行うもので、現在は、金利が低位で推移しており、実績がない状況となっているが、金利変動は予想が困難で、年度内における金利上昇もありうることから、漁業近代化資金の活用において融資機関を通じた普及啓発に努めており、金利変動に応じた有効活用を図っていくこととする。

また、融資枠についても今後の漁船建造の需要等の把握に努め、漁船建造費等の漁業情勢の動向を考慮した上で、真に必要な設定となるよう検討を行うこととする。

(15) 漁業協同組合機能・基盤強化推進事業（水産政策課）

○ 利子補給方式での金利支援について（監査意見）

利子補給として支出した場合、その資金の回収はできないが、現状の預託方式であっても県が負担しなければならないコストは実質的に変わらず、また、預託方式では県の歳入（預託金の返還）と歳出（預託金の支払）が両建計上されることで実態やコストが把握されにくい。市町や支援協会と同じ利子補給方式の採用を検討することが必要であると考える。

【講じた措置】

平成29年度予算において、関係機関等と協議の上、利子補給方式の採用を検討する。

(16) 宮崎のさかなビジネス強化・拡大推進事業（水産政策課）

○ 宮崎のさかなビジネス強化・拡大推進事業について（監査意見）

宮崎のさかなビジネス協議会を通じて、県域的イベントの実施やHP、PR誌の発刊等、本県水産物の情報発信等の取組に対する支援を行っているが、農畜産物と比較すると認知度が低いのではないだろうか。効果の増大や予算の削減のために、部を超えた情報共有や合同イベントを行うことが必要であると考える。

【講じた措置】

外郭団体（公益社団法人宮崎県物産貿易振興センター、一般社団法人みやざきPEC推進機構等）と連携した各種商談会への参加や、県の農政水産部・観光経済交流局が行う各種プロモーションにおいて食材提案等を行い、限られた予算・人員の中で最大限の効果を発揮できるよう努める。

(17) 森林バイオマス地域再生事業（山村・木材振興課）

○ 木質バイオマス資源の安定供給について（監査意見）

林地残材を木質バイオマス発電施設の燃料として利用するために、収集システムに関するノウハウの習得や収集・運搬機材の購入に対して補助金を交付している。新規に建設された木質バイオマス発電施設の燃料需要に対して、集材費用等を加味した経済的に利用可能な林地残材は必ずしも十分ではない。当事業は平成27年度で終了するが、過去に発生した林地残材の蓄積があるうちは燃料不足が表面化することはないと考えられるため、事業終了後も燃料供給体制のモニタリングは継続することが必要であると考える。

【講じた措置】

意見のとおり、燃料供給体制、燃料供給状況のモニタリングは、県の計画や施策を立案する上でも、大変重要であると認識している。当事業は27年度で終了するが、新規改善事業にて引き続き林地残材の効率的な収集・運搬体制の構築に向けた取組に対して支援を行うこととしており、林地残材を大量に使用する木質バイオマス発電施設の燃料集荷状況については、使用状況を月ごとに聞き取りを行い、動向を注視しているところである。

(18) 天然乾燥材品質向上促進事業

（山村・木材振興課 みやざきスギ活用推進室）

○ 事業の必要性について（監査意見）

当事業の負担金等の総額は876千円と少額である。そもそも木材乾燥土取得費用、含水率計購入費用はそれほど多額ではなく、製材業者にとってこれらの費用は大きな負担ではないと思われる。また、これらのコストに見合うだけの経済的な便益も存在していると考えられる。このような状況のもとで、当事業による支援が必要だったのか、事業内容を再検討することが必要であると考える。

【講じた措置】

天然乾燥材（AD材）は、平成25年9月に日本農業規格（JAS）において、含水率の基準が規定されたことから、グリーン材との差別化が図られることとなった。

このことから、AD材のJAS規格を満たす製材・加工技術及び品質・性能の向上にいち早く取り組み、県産材に対する信頼を確保することが市場競争における優位性を維持し、県産材の需要拡大を推進する上でも必要であることから、平成26年度から2年間支援を行ったところである。

所期の目的は達成したと考え、平成27年度にて補助事業を終了したところである。

(19) みやざきスギ住まいづくり支援事業

(山村・木材振興課 みやざきスギ活用推進室)

○ 助成を行うにあたっての条件設定、回数設定等について（監査意見）

予算20件分のうち、辞退等により5件分は予算未執行となっており、繰り上げ当選の可能性の申込者への周知徹底、繰り上げの場合の特例、救済策もあってもよかつたのではないかと考える。新築住宅希望者に平等に助成の機会を与えることが県産材の需要喚起にもつながると考えられるため、講習会から上棟期限までの期間を考慮すると、年2回開催することも検討する必要があると考える。

【講じた措置】

本年度からは、監査結果による意見も踏まえ、講習会及び抽選会を前期と後期の2回に分けて開催することとした。

また、希望者には補助条件を十分に説明した上で、それでもなお当選者の中から辞退者が生じることを考慮し、繰り上げ当選となる補欠者を含めて抽選を実施することとし、できる限り、希望者に助成の機会が平等に与えられるよう、また、予算の未執行が生じないよう対策を講じたところである。

(20) 特用林産物新ブランド確立事業（山村・木材振興課）

○ 県としての指導性の発揮について（監査意見）

ひゅうが備長炭ブランド強化対策事業は宮崎県産備長炭振興対策協議会の立ち上げに時間を要し、予定していた事業が実施できていない。県内のブランドを統一し、宮崎県産の備長炭を全国に向け売り出す必要性を県が各地域に説明・説得し、より強力な指導力を発揮していくことが必要であると考える。

【講じた措置】

協議会設置後、事業実施主体と事業計画を見直し、補助金交付申請において当初の事業計画に含まれていたロゴマークやパンフレットの作成等を計画から削除し、これ以外の担い手育成のための研修会やブランド力強化のための先進地視察等を実施するという形に事業計画を修正したため、補助金交付申請以降の事業計画に関しては、予定どおり完了したところである。

また、これまで協議会においては、事務局である県がリードしながら各地域の生産者も一体となって県産備長炭としての統一ブランド確立に向け協議を重ねてきており、統一ブランドの名称及びロゴマークの検討まで進めてきているところである。統一ブランドの名称等が決定した後には、都市圏の卸売業者等を中心に販促・PR活動を行い、県産備長炭のブランド力向上を図っていく。

④ 事業の効果判断について（指摘事項）

特用林産物新ブランド確立事業の効果判断について、山菜等新作物導入プロジェクト事業において、串間山菜振興部会に対して予算どおりの助成が行われているが、実績報告書を見ると大消費地での市場調査は大分県の視察に、大消費地でのパンフレット配布は地元スーパーや行政等での配布に変更されており、大消費地への販売促進という当初の目的を達成しているとは言えない。実績報告書を入手後の助成の効果は適切に判断するべきである。

【講じた措置】

当該事業は、平成27年度で事業が終了していることから、今後、新たに事業を構築する際の参考とし、適切に対処していきたい。また、現在実施している各事業においても、実績報告書を入手した際には、助成の効果を適切に検証してゆくこととした。

○ 履行確認の記載について（指摘事項）

特用林産物新ブランド確立事業の履行確認の記載について、平成27年4月15日付で提出された実績報告書に、

本事業について履行を確認しました。

平成27年3月31日

山村・木材振興課●● ●●●●

と手書きされているが、これは明らかに4月に記入したと考えられ、もし事前に3月31日に履行を確認しているのであれば、記載は

平成27年3月31日に本事業について履行を確認しました。

平成27年4月 ● 日

山村・木材振興課●● ●●●●

のような事実に従った記載をすべきである。

【講じた措置】

補助金の履行確認については、事実に従った記載内容による履行確認書を作成し、別紙として添付することとした。

(21) 森林境界明確化推進事業（山村・木材振興課）

○ 実績報告書の記載について（指摘事項）

森林境界明確化推進事業の実績報告書の記載について、宮崎中央地域森林境界明確化促進対策協議会の実績報告書には事業内容として面積50ヘクタールと記載されている一方で、面積一覧表には同協議会の境界明確化した面積は523.969m²（すなわち52.3ヘクタール）と記載されており、差異が生じている。県としても実績を52.3ヘクタールで集計しているため、実績報告書には52.3ヘクタールで記載するよう、協議会に指導すべきである。

【講じた措置】

平成27年度事業から、実績報告書の面積は、交付決定面積と実施面積の2段書きとすることとした。

(22) みやざき木づかい実践事業

(山村・木材振興課 みやざきスギ活用推進室)

○ 事業の有効性について（監査意見）

宮崎県木材協同組合連合会に対し、認定制度の周知活動等を委託し、周知活動のほか、40件の認定を予算化していたが、最終的に1件のみ認定となり、予算のほとんどが未執行となっている。低金利環境である年度に実施する事業として有効な事業であったのか疑問が残る。当事業の予算を県産材の需要喚起を目的とした他の事業に振り当てるこことによって、より高い効果が見込まれた可能性もあり、事業の再検討が必要であると考える。

【講じた措置】

意見にあるとおり、近年の金利環境により当該認定制度の利用が少ないことから、本年度は委託業務を取り止め、予算は他事業の財源としたところである。

なお、当該認定制度については、住宅ローン金利の優遇対策として、県内金融機関との連携・協力の基に制度設計されているため、県が直接、認定業務を実施していくこととした。

(23) 狩猟者育成確保等対策事業（自然環境課）

○ 法人捕獲促進事業の必要性について（監査意見）

法人捕獲促進事業は平成26年度の助成実績はゼロであった。法人による取組事例はあったものの、必要となった金額が少額であった。もともと持っている道具を活用した等により、助成を受けるまでもなかつたためとのことである。当事業は平成28年度までの継続事業であるが、次年度以降の法人捕獲促進事業の必要性を含めた事業内容の再検討が必要であると考える。

【講じた措置】

本事業は平成28年度までの事業としていたが、意見等を踏まえ再検討した結果、27年度で事業を廃止した。

(24) 元気なみやざきの食育・地産地消推進事業（農業連携推進課）

○ 活動主体の機能発揮について（監査意見）

県・市町村・各種団体など131団体によって構成される「みやざきの食と農を考える県民会議」が活動していることから、県民に対する食育・地産地消の啓蒙活動だけでなく、さらに生産と消費のマッチングを図る情報交換の場としての機能を発揮し、地域に眠る資源を掘り起こすことも期待したい。もし、この県民会議が食育と地産地消運動のみを目的としたものであるならば、例えばこの県民会議から派生した形で協議会を立ち上げて取り組むことも必要であると考える。

【講じた措置】

平成27年度からは、アドバイザー派遣による直売所のレベルアップと、直売所間の交流を実施し、生産と消費のマッチングにつながる取組を始めている。

(25) 「いいね！みやざきの花」需要開拓支援事業（農産園芸課）

○ 活動主体の機能発揮について（監査意見）

県内の花き消費拡大と県産花きの認知度向上を図るため、「みやざき花の日」の開催と来店型花育（店頭における販売促進）を行っている。事業主体が花きの生産・販売に関する諸団体によって構成される「みやざき花で彩る未来推進協議会」であることから、花の日の企画と販売促進の継続で終わることなく、生産と消費のマッチングを図る情報交換の場としての機能を発揮し、地域に眠る資源を掘り起こすことも必要であると考える。

【講じた措置】

当協議会については、県内の花き生産者団体及び花き市場・生花商団体が協議会の構成員となっており、以前より県内産地における新品種の導入や出荷荷姿の改善等、生産側と消費側の情報交換の場としての活動を行っている。また、今回御意見いただいた地域に眠る資源の掘り起こし機能については、今後協議会内で検討を行っていく。